

# 第4次吉富町行政改革実施計画

平成19年3月20日

吉富町

## はじめに

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。

また、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、地方公共団体においても今まで以上に行政改革の推進に積極的に取り組んでいかなければなりません。行政改革の進捗状況については住民の厳しい視線もむけられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていく必要があります。

このような中、本町は平成10年12月に新たな行政改革大綱を策定し、この大綱に基づく、第1次実施計画（平成10年度から平成12年度）、第2次実施計画（平成13年度から平成15年度）、第3次実施計画（平成16年度から平成18年度）と9箇年度にわたり、積極的に行政改革に取り組み、また、昨年度は、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」による「吉富町集中改革プラン」（平成17年度から平成21年度）を策定し併せて取り組んできたところです。今回第3次実施計画の終了年度を迎え、「吉富町集中改革プラン」との統合を図り、更なる行政改革の推進に向け、ここに第4次実施計画（平成19年度から平成21年度までの3箇年）を策定しました。この計画に基づき行政改革を確実に推進し、町民の期待と信頼に応えられる町政の実現を目指します。

### 計画実施にあたっての基本的事項

- 1 計画実行にあたっては町民の理解と行政への参画が極めて重要であり、「私たちのまちは私たちの手で作る」という住民自治の育成に向け努力します。
- 2 行政改革は、組織や職員のための改革ではなく、あくまでも町民のための改革であるという認識のもと、職員一人ひとりが努力し、確実に目標の実現に向け実行します。

## 第4次吉富町行政改革実施計画の作成にあたって

### 基本事項

- ・平成10年12月に作成した吉富町行政改革大綱に基づいて実施してきた第1次実施計画から第3次実施計画に引き続き第4次実施計画を作成し、行政改革の推進を図ります。
- ・昨年度末に策定した集中改革プランと実施時期が重なること、本町の行政改革の実施計画であること等を考慮し、集中改革プランと第4次実施計画との統合を図ります。
- ・実施項目については、行政改革大綱における推進上の主要事項項目の分類で区分し、集中改革プランの取組項目（以下に示す①から⑨）を【】書きで示しています。

#### 集中改革プランとは、

平成17年3月、総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、その中で、地方公共団体は以下の①から⑨までに掲げる事項（⑤及び⑥については都道府県に限る。）を中心に「集中改革プラン」を策定し、平成17年度中に公表することとされたものです。

- ①事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ②民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- ③定員管理の適正化
- ④手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- ⑤市町村への権限委譲
- ⑥出先機関の見直し
- ⑦第3セクターの見直し
- ⑧経費節減等の財政効果
- ⑨その他

今後は、この「第4次吉富町行政改革実施計画」を「吉富町集中改革プラン」として取り扱うこととし、本町の行政改革の推進を図ります。

体系別総括表

●一般事務関係

主要事項項目	事務事業内容	集中改革プラン	所管課	ページ
<b>1. 事務事業の見直し関係</b>				
(1) 事務事業の整理合理化	枠配分型予算編成の導入	①	企画財政課	1
	町税の口座振替			
	一般税の口座振替	①	税務課	1
	国保税の口座振替	①	健康福祉課 税務課	1
	住宅料・保育料の口座振替			
	住宅料の口座振替の推進	①	健康福祉課	1
	保育料の口座振替の推進	①	健康福祉課	1
	納期前納付に対する報償金の削減	①	税務課	1
	敬老記念品対象者の見直し			
	羽毛布団の贈呈対象年齢の限定	①	健康福祉課	2
	座布団の配付年齢限定	①	教務課	2
	ジャンボタニシ駆除賃金の廃止	①	産業経済課	2
	講演会事業等の見直し	①	教務課	2
	国際交流事業の廃止	①	教務課	2
	小学校と中学校・幼稚園と保育園の連携強化	①	教務課 健康福祉課	2
	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供	①	教務課 健康福祉課	2
	スポーツ振興のための環境づくり	①	教務課	3
	水洗化率の向上	①	上下水道課	3
	扶助費の見直し			
	在宅寝たきり老人等介護手当の見直し	①	健康福祉課	3
	あんしん住宅リフォーム事業の見直し	①	健康福祉課	3
	生きがいデイサービス事業の委託料の削減	①	健康福祉課	3
	物件費の削減			
	物件費を対平成16年度予算で12,000千円削減	①	全課	3
	公用車の課所有から全庁管理による台数削減	①	総務課	3
	すべての委託契約の見直しによる委託料の削減	①	全課	3
	町長交際費の削減	①	総務課	3
事務消耗品の単価入札	①	企画財政課	4	

(2) 規制緩和の推進	押印廃止の推進	①	全課	4
(3) 補助金の整理合理化	各種補助金・助成金の見直し			
	補助金実績報告書の提出義務化	①	全課	4
	サンセット方式の導入の推進	①	全課	4
	新たに「補助金交付基準」を制定し、全補助金を見直す	①	企画財政課 全課	4
	各種審議会委員等の研修助成の廃止	①	全課	4
	吉富町明るい選挙推進協議会補助金の減額	①	総務課	4
	吉富町土地開発公社補助金の廃止	①	企画財政課	5
	身障福祉助成金の減額	①	健康福祉課	5
	吉富町民生委員児童委員協議会の助成金の減額	①	健康福祉課	5
	転作助成金の廃止	①	産業経済課	5
	土地改良区への助成金の減額	①	産業経済課	5
	吉富町体育協会補助金の減額	①	教務課	5
	吉富町青少年育成町民会議助成金の減額	①	教務課	5
	吉富町子ども会育成連絡協議会助成金減額	①	教務課	5
	敬老会送迎助成金の減額	①	教務課	5
	京築地域視聴覚教育協議会助成金の削減	①	教務課	5
資源物集団回収奨励金の減額	①	住民課	5	
人権・同和教育推進協議会負担金の減額	①	教務課	6	
京築教育委員研修会負担金等の減額	①	教務課	6	
<b>2. 組織・機構関係</b>				
(1) 時代に即応した総合的、機能的な組織・機構の見直し	総合調整会議の開催	⑨	企画財政課 関係課	6
	土地利用計画の検討	⑨	企画財政課 産業経済課 建設課	6
	各種審議会への女性委員の登用	⑨	総務課	6
	機構改革	⑨	総務課	6
<b>3. 定員及び給与関係</b>				
(1) 定員管理の適正化	定員適正化計画の推進	③	総務課	7
	定員管理の状況、数値目標の公表	③	総務課	7
(2) 給与の適正化	職員の給与状況の公表	④	総務課	7

4. 職員の育成・確保				
(1) 人材育成の推進	職員研修の計画的実施	⑨	総務課	7
	自己啓発シートの活用	⑨	総務課	8
(2) 多様な人材の確保	多様な人材の確保	⑨	総務課	8
5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係				
(1) 窓口における対応の改善と行政サービスの総合化	応接マニュアルの配布	⑨	総務課	8
	総合的サービス提供体制の推進	⑨	総務課	8
(2) インターネットの活用	ホームページの内容の充実			
	ホームページの内容の充実	⑨	企画財政課	9
	例規システムの町ホームページへの掲載	⑨	総務課	9
	図書室蔵書検索サイトの町ホームページへのリンク	⑨	教務課	9
(3) 情報システムやネットワークの活用	行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	⑨	総務課	9
	文書管理システム・電子決裁の導入	⑨	総務課	9
	総合データバンク事業の推進	⑨	総務課	10
6. 公正の確保と透明性の向上関係				
(1) 行政手続条例の適正化	行政手続条例の適正な運用の推進	⑨	全課	10
	情報公開の推進			
	吉富町情報公開条例の改正	⑨	総務課	10
	吉富町個人情報保護条例の改正	⑨	総務課	10
	文書管理規程の制定	⑨	総務課	10
7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係				
(1) 経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行	経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行			
	事務事業評価システムの導入	⑧	全課	10
	光熱費の削減	⑧	全課	11
	庁舎電話代の削減	⑧	総務課	11
	バランスシートの作成・公表	⑧	企画財政課	11
	町民にわかりやすい財政状況の公表	⑧	企画財政課	11
	人件費の削減			
	常勤の特別職職員給与の削減	⑧	総務課	11
	職員給与の削減	⑧	総務課	11
	附属機関の委員等の報酬等の見直し	⑧	全課	11
	職員出張旅費の見直し	⑧	総務課	11
公共施設の管理を民間委託を含め再検討する	⑧	全課	11	

(2) 税収納率の向上等自主財源の確保	税収納率の向上			
	納税促進強化月間の設定	⑧	税務課	12
	住宅料・保育料の長期滞納者への徴収強化	⑧	健康福祉課	12
	自主財源の確保			
	町ホームページに広告掲載	⑧	企画財政課	12
	町広報誌に広告掲載	⑧	教務課	12
	受益者負担の適正化			
	道路・河川占用料の見直し	⑧	建設課	12
	吉富フォーユー会館使用料の見直し	⑧	教務課	12
	吉富町体育館・武道館使用料の見直し	⑧	教務課	12
	よしみ憩いのやかたの有料化	⑧	教務課	12
	住民健診の一部負担金の導入	⑧	健康福祉課	13
	住民健診時の精密検査料助成の廃止	⑧	健康福祉課	13
	セカンドライフセミナー事業の利用者負担の徴収	⑧	健康福祉課	13
	定住化の促進			
	定住化促進助成制度の創設	⑧	企画財政課	13
	公共下水道事業計画の確実な実施	⑧	上下水道課	13
雇用の確保	⑧	企画財政課	13	
未利用町有地の売却	⑧	企画財政課	13	
<b>8. 会館等公共施設関係</b>				
(1) 既存施設の有効活用	ふるさとセンターの有効活用	⑨	産業経済課	13
	よしみ憩いのやかたの有効活用	⑨	教務課	14
	小学校講堂の有効活用	⑨	教務課	14
(2) 公共施設の管理運営の効率化	吉富フォーユー会館の充実と効率的な活用	⑨	教務課	14
	吉富あいあいセンターの充実と有効活用	⑨	健康福祉課	14
	ボランティアの協力による漁港清掃活動の推進	⑨	住民課 産業経済課 建設課	15
<b>9. 公共工事関係</b>				
(1) 公共工事コスト縮減	公共工事コスト縮減の推進	⑧	建設課	15
	下水道工事のコスト縮減	⑧	上下水道課	15
(2) 公共工事の入札手続の改善	公共工事の入札手続改善	⑨	建設課	15

10. 広域行政関係				
(1) 広域的な行政体制	広域的な行政体制の強化			
	広域行政の効率的運営	①	全課	16
	建設副産物の広域的利用の促進	①	建設課	16
11. 行政改革推進状況の公表				
行政改革推進進捗状況の公表	行政改革推進進捗状況の公表			
	実施状況の行政改革推進委員会による点検・評価	⑨	総務課	16
	実施状況の公表	⑨	総務課	16

● 公営企業関係

主要事項 項目	事務事業内容	集中改革 プラン	所管	ページ
1. 事務事業の見直し関係				
(1) 事務事業の整理合理化	水道料金の口座振替の推進	①	上下水道課	17
7. 経費節減合理化等財政の健全化関係				
(2) 税収納率の向上等 自主財源の確保	配水有水率の向上	⑧	上下水道課	17
	水道料金の見直し	⑧	上下水道課	17
	上水道への加入促進	⑧	上下水道課	17
9. 公共工事関係				
(1) 公共工事コスト縮減	上水道工事のコスト縮減	⑧	上下水道課	18

## 第4次吉富町行政改革実施計画

### ●一般行政関係

【】内分類は集中改革プランの分類  
備考) △:検討 ○:実施 →:継続

#### 1. 事務事業の見直し関係 (1)事務事業の整理合理化 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

##### 目標及び基本的考え方

17～21年度の5年間における目標

事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
枠配分型予算編成の導入	積み上げ型予算には財源の限界があり、予算の配分を行うことにより適正規模の執行を行うことを目的とする。	1	新規	平成20年度当初予算から試行予定 予算規模の適正化を目指す	企画財政課	—	—	△	○	→
町税の口座振替	収納率の向上に向けて、引き続き口座振替を推進する。	2	継続	一般税口座振替の推進	税務課	38% (33.34%)	40% (35.25%)	40%	40%	40%
		3	継続	国保税口座振替の推進	健康福祉課 税務課	55% (48.99%)	60% (50.24%)	55%	58%	60%
住宅料・保育料の口座振替	収納率の向上に向けて、引き続き口座振替を推進する。	4	継続	住宅料の口座振替の推進	健康福祉課	57% (52.1%)	60% (56.2%)	57%	58%	60%
		5	継続	保育料(町外保育所入所者のみ)口座振替の推進	健康福祉課	25% (39.5% 17人/43人)	30% (57.1% 28人/49人)	58%	59%	60%
納期前納付に対する報償金の削減	制度の初期の目的である収税の早期確保と納税意識の向上という目的は達成されたとと思われるので、事業の削減を図る。	6	新規	平成18年度に縮減した納期前納付に対する報償金を廃止する。 現行「100分の0.5」を廃止する	税務課	—	—	△ 周知期間	○	→

敬老記念品対象者の見直し	高齢者の増加が見込まれる中、事業の一部縮小を図る。	7	集中改革プランからの継続	羽毛布団の贈呈対象年齢を現行の88歳以上全員から88歳に限定	健康福祉課	○	→	→	→	→
		8	集中改革プランからの継続	座布団の配布対象年齢を現行の70歳以上全員から70歳から74歳までに限定	教務課	△ 周知期間	○	→	→	→
ジャンボタニシ駆除賃金の廃止	現在、黒川等のジャンボタニシ駆除については、作業員を雇用する形で行っているが、今後は受益者である農業者の自主的な駆除を促進する。	9	集中改革プランからの継続	ジャンボタニシは農業者において自主的な駆除を行う	産業経済課	△ 周知期間	○	→	→	→
講演会事業等の見直し	他課との連携により開催回数を減らし、内容の充実を図るとともに、総体的には予算総額を圧縮する。	10	集中改革プランからの継続	講演会等を実施する担当課の連携を図り、全庁的に事業内容、実施回数を検討する。	教務課	○	→	→	→	→
国際交流事業の廃止	町民が国際感覚を身につけるための事業として平成9年度からはじめたものであるが、近年はこの事業に対する町民の関心も薄れているので、現交流員との契約終了をもって廃止する。	11	集中改革プランからの継続	国際交流員の設置を廃止する。	教務課	△ 検討	○ 完了	→	→	→
小学校と中学校・幼稚園と保育園の連携強化	・1町1校の特性を最大限に生かし、小、中学校の連携を密にし更なる教育の充実を推進する。 ・公立・私立保育園と幼稚園の連携を密にし、保育園と幼稚園児また、その保護者間の交流を行う。 ・地域住民の協力と理解を求め、地域に密着した学校運営に努める。	12	継続	教師・職員間交流や児童間及び児童生徒間交流を行い体験入学・入園及び学校・園訪問を計画的に実施する。 また、地域の教育力を活用した教育活動を積極的に推進するため、町広報に学校紹介等を年2回以上掲載し、理解・協力を得る。	教務課 健康福祉課	○	→	→	→	→
就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供	少子化の現状を踏まえ子育て支援対策として、町立幼稚園・保育園の総合的な運営を推進する。	13	新規	教育・保育の総合的な提供を行うため、町立幼稚園・保育園の今後のあり方について、認定子ども園制度を含めた研究・検討を行う	教務課 健康福祉課	—	—	△	→	○

スポーツ振興のための環境づくり	地域の誰もが年齢的、興味、関心、技術、技能レベルなどに応じて自由に参加できるスポーツクラブの設置を目指し、その環境づくりを推進する。	14	継続	・総合的地域スポーツクラブ育成 ・小・中学校のスポーツクラブの連携 ・子どもたちの体力向上の促進 ・生涯スポーツの推進	教務課	○	→	→	→	→
水洗化率の向上	公共下水道整備の推進に伴い、地元説明会の開催や広報・お知らせ等で水洗化率の向上を図る。	15	継続	水洗化率の目標は、各年供用開始後3年間で70%とする。	上下水道課	○	→	→	→	→
扶助費の見直し	介護保険の利用割合80%以上を支給対象から外す	16	集中改革プランからの継続	在宅寝たきり老人等介護手当の見直し(介護保険の利用割合の高い人を支給対象から外す)	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→
	課税世帯2/3→1/2 ※非課税世帯3/4、生保世帯は据置き	17	集中改革プランからの継続	あんしん住宅リフォーム事業の助成額の見直し	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→
	デイサービス利用者から利用料の外に食事負担金(300円)を自己負担してもらうことにより、委託料を削減する。	18	集中改革プランからの継続	生きがいデイサービス事業の委託料の削減	健康福祉課	○	→	→	→	→
物件費の削減	行政コストの削減を図るため、光熱費や事務用品など「物」に係る物件費についても公用車の一元管理、消耗品の単価入札等を実施することによりコスト削減を図る。	19	集中改革プランからの継続	物件費を当初予算ベースで対平成16年度予算で12,000千円削減	全課	○	→	→	→	→
		20	集中改革プランからの継続	公用車の課所有から全庁管理による台数削減	総務課	△	○	→	→	→
		21	集中改革プランからの継続	全ての委託契約を見直すことにより、委託料の削減	全課	○	→	→	→	→
		22	集中改革プランからの継続	町長交際費の削減	総務課	○	→	→	→	→

		23	集中改革 プランから の継続	事務消耗品の単価入札を実施することにより事務消耗品費の削減	企画財政課	○	→	→	→	→
--	--	----	----------------------	-------------------------------	-------	---	---	---	---	---

## 1. 事務事業の見直し関係 (2) 規制緩和の推進

## 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

## 目標及び基本的考え方

17～21年度の5年間における目標

事務事業	基本的考え方	番号	新継 見直し 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
押印廃止の 推進	申請書の押印は、可能な限り廃止する。	24	継続	引き続き申請書の押印は、可能な限り廃止する。	全課	○	→	→	→	→

## 1. 事務事業の見直し関係 (3) 補助金の整理合理化

## 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

## 目標及び基本的考え方

17～21年度の5年間における目標

事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
各種補助金・ 助成金の見 直し	補助金等については、事業効果、実績等を検討し整理統合する。また、創設される補助金についてはサンセット方式の導入を検討する。	25	継続	補助金実績報告書の提出の義務化	全課	○	→	→	→	→
		26	継続	サンセット方式の導入の推進	全課	○	→	→	→	→
		27	集中改革 プランから の継続	新たに「補助金交付基準」を制定し、全補助金を見直す	企画財政課 全課	△ システム 確立	○	→	→	→
		28	集中改革 プランから の継続	行政各種審議会、委員会が毎年1回実施している研修会に対する助成の廃止	全課	△	○	→	→	→
		29	集中改革 プランから の継続	吉富町明るい選挙推進協議会への町補助金を現行の6万円から4万2千円に減額	総務課	○	→	→	→	→

		30	集中改革 プランから の継続	吉富町土地開発公社補助金の廃止	企画財政課	○	→	→	→	→
		31	集中改革 プランから の継続	身障福祉会助成金の減額	健康福祉課	△	○	→	→	→
		32	集中改革 プランから の継続	吉富町民生委員児童委員協議会の助成金を67万5千円を60万円に減額	健康福祉課	○	→	→	→	→
		33	集中改革 プランから の継続	町転作助成金の廃止	産業経済課	○	→	→	→	→
		34	集中改革 プランから の継続	土地改良区への助成金を1,900千円から1,500千円に減額	産業経済課	△	○	→	→	→
		35	集中改革 プランから の継続	吉富町体育協会補助金の減額	教務課	○	→	→	→	→
		36	集中改革 プランから の継続	吉富町青少年育成町民会議助成金の減額	教務課	○	→	→	→	→
		37	集中改革 プランから の継続	吉富町子ども会育成連絡協議会助成金の減額	教務課	△	○	→	→	→
		38	集中改革 プランから の継続	敬老会送迎助成金の減額 対象者 全員→送迎実績	教務課	△ 周知 期間	○	→	→	→
		39	集中改革 プランから の継続	京築地域視聴覚教育協議会助成金の削減	教務課	△	○	→	→	→
		40	新規	資源物集団回収奨励金の減額	住民課	-	-	△	○	→

		41	新規	人権・同和教育推進協議会負担金の減額	教務課	—	—	○	→	→
		42	新規	・京築教育委員研修会負担金の減額 ・築上郡社会教育振興会負担金の減額 ・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金の減額 ・築上郡PTA協議会負担金の減額	教務課	—	—	○	→	→

2. 組織・機構関係 (1)時代に即応した総合的、機能的な組織・機構の見直し【⑨その他】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
総合調整会議の開催	各課横断的な事業については、各課からの依頼に応じて随時開催する。	43	継続	行政運営の総合性、機動性を発揮する。	企画財政課 関係課	○	→	→	→	→
土地利用計画の検討	都市計画、農業振興地域整備計画の見直しに向けた総合的な土地利用計画を策定する。	44	継続	平成22年度を目標に都市計画、農業振興地域整備計画を見直す。	企画財政課 産業経済課 建設課	△	△	事業着手	→	→
各種審議会への女性委員の登用	男女共同参画社会の形成に向けて審議会への女性委員の積極的登用を引き続き行う。	45	継続	執行機関も含めた各種審議会への女性委員の登用を積極的に行う。	総務課	11% (37人)	12% (40人)	12% (42人)	13% (45人)	14% (49人)
機構改革	地方分権型社会の本格的到来により、より効率的・機能的な組織づくりを行う。	46	新規	課の統廃合を含めた機構改革を行う。	総務課	—	—	△	○	→

## 3. 定員及び給与関係 (1) 定員管理の適正化

## 【③定員管理の適正化】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
定員適正化 計画の推進	多様化する住民ニーズに応じて増大する業務を的確に果たすため、安易に職員増を行うことなく、スクラップアンドビルドを基本とし、機構改革及び配置転換等により効率的な業務執行体制の確立を図る。	47	継続	定員適正化計画を推進し、平成21年度までに職員定数を現行の81名から79名に減らす。	総務課	81	81	81	81	79
定員管理の 状況、数値目 標の公表	定員適正化計画の目標数値や定員管理の状況を公表する。	48	継続	定員管理の状況、数値目標を年1回「広報よしとみ」及び町ホームページで公表する。	総務課	○	→	→	→	→

## 3. 定員及び給与関係 (2) 給与の適正化

## 【④手当の総点検をはじめとする給与の適正化】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
職員の給与 状況の公表	職員の給与については、住民の関心が非常に高まっている。職員の給与の適切な運用及び公表を行う等住民の納得と支持が得られるよう務める。	49	継続	職員給与の状況を年1回「広報よしとみ」及び町ホームページで公表する。	総務課	○	→	→	→	→

## 4. 職員の育成・確保 (1) 人材育成の推進

## 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
職員研修の 計画的実施	職員の意識改革、自己啓発及びスキルアップを図るため、全職員を計画的に研修に派遣する。	50	継続	福岡県職員研修所の研修への計画的(3年間で全職員)派遣。	総務課	20% 職員数	40% 職員数	37% 職員数	34% 職員数	29% 職員数

自己啓発 シートの活用	自分自身を知り、自己啓発の必要性を把握するため、引き続き自己啓発チェックシートの活用を推進する。	51	継続	職員の自己啓発を推進する。	総務課	○	→	→	→	→
----------------	--	----	----	---------------	-----	---	---	---	---	---

## 4. 職員の育成・確保 (2) 多様な人材の確保

【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
多様な人材 の確保	専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。	52	継続	専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。	総務課					欠員が生じた場合に必要に応じて採用する。

## 5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (1) 窓口における対応の改善と行政サービスの総合化 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
応接マニュアル の配布	住民への適切な対応を徹底する。	53	継続	既存の応接マニュアルを必要に応じて改訂、配付し、住民への適切な対応に努める。	総務課	○	→	→	→	→
総合的サービス 提供体制 の推進	住民サービスの向上及び住民の立場に立ったサービスの推進を図る。	54	継続	窓口業務については、関係課連絡のもと、職員が他課の窓口に出向き対応するなど、住民の立場にたったサービスを引き続き推進する。	総務課	○	→	→	→	→

## 5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (2) インターネットの活用 【⑨その他】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
ホームページの内容の充実	インターネットを積極的に活用し、行政サービスの向上及び常に新鮮な情報の提供に努める。	55	継続	ホームページの内容の充実	企画財政課	○	→	→	→	→
		56	新規	例規システムの町ホームページへの掲載	総務課	—	—	○	→	→
		57	新規	町のホームページに図書室の蔵書検索サイトをリンクし、毎月1回、蔵書情報を更新し利用者に提供する。	教務課	—	—	△	○	→

## 5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (3) 情報システムやネットワークの活用 【⑨その他】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	情報セキュリティの確保に十分留意しながら、電子自治体の確立を図り、行政サービスの向上に努める。	58	新規	電子システム開発及びネットワーク共同利用の促進	企画財政課	—	—	○	→	→
文書管理システム・電子決裁の導入	現在、紙による管理で散在している文書情報を統一し、電子データとして保存、管理を行う。また、決裁においても庁内LANを活用し、電子決裁システムを導入する。	59	継続	文書管理システムの導入及び電子決裁の導入	総務課	○	→	△	○	→

総合データバンク事業の推進	情報セキュリティに十分配慮しつつ、総合的な行政サービスの向上を展開する。	60	継続	総合データバンク事業の推進により、保健・福祉・医療の連携を強化し、総合的なサービスを展開する。	健康福祉課	○	→	→	→	→
---------------	--------------------------------------	----	----	---	-------	---	---	---	---	---

## 6. 公正の確保と透明性の向上関係 (1) 行政手続の適正化 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
行政手続条例の適正な運用の推進	行政手続条例の規定により定められた標準処理期間、審査基準等を遵守し、迅速・公平・透明な行政運営に努める。	61	継続	行政手続条例の適正な運用の推進を行い、新たにつくられる申請・処分には、遅滞なく基準等を設定し、公表する。	全課	○	→	→	→	→
情報公開の推進	個人情報保護条例を遵守し個人のプライバシーの保護に十分配慮しながら、情報公開の推進を行い、開かれた町づくり・透明な行政の推進する。また、電子データによる文書交換、電子決裁システム、文書管理システムの導入に伴い、情報公開制度の効率的な運用を図るため、適正な文書管理を行う。	62	継続	国の情報公開法等を参考に必要に応じ吉富町情報公開条例の改正を行う。	総務課	○	→	→	→	→
		63	継続	国の個人情報保護法等を参考に必要に応じ吉富町個人情報保護の条例改正を行う。	総務課	○	→	→	→	→
		64	継続	文書の收受、回付、決裁、管理までの取扱いを明確にするため、文書管理規程を制定する。	総務課			△	○	→

## 7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係 (1) 経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
経費全般について節減合理化と予算の厳正な執行	町が実施する全ての事務事業について点検を行い、事業の必要性や効果を検証し、その結果を毎年の予算に反映させる。	65	集中改革プランからの継続	事務事業評価システムを導入する。	全課	△システム確立	○	→	→	→

	電源OFFを推進し、光熱費の削減に努める。また、低料金のIP電話の導入を検討し経費の削減を図る。	66	集中改革プランからの継続	OA機器を含め消灯、電源OFFを推進し光熱費を削減	全課	○	→	→	→	→
		67	集中改革プランからの継続	IP電話導入により庁舎電話代の削減	総務課	△	△	○	○	→
	68	継続	普通会計のバランスシートを作成し、年1回公表する。	企画財政課	○	→	→	→	→	
町民にわかりやすい財政状況の公表	法で定められた財政事情の公表とは別に、独自の様式で吉富町の財政状況をわかりやすく公表する。	69	新規	決算統計等をもとにして年2回、わかりやすい財政状況の公表に努める。	企画財政課	-	-	○	→	→
人件費の削減	現在、常勤の特別職職員の給料は5%カット中であり今後も引き続き実施する。また、職員についても平成17年人事院勧告を踏まえ、平成18年度以降の職員給与体系の抜本的見直しを行い人件費の削減を行う。非常勤の特別職の委員についても同様に見直しを行う。また、公共施設については、住民サービスの向上を図るとともに、人件費等の削減を行うため、町の全ての施設について、民間委託を検討する。	70	集中改革プランからの継続	常勤の特別職職員給与の削減	総務課	○	→	→	→	→
		71	集中改革プランからの継続	職員給与の削減	総務課	○	→	→	→	→
		72	集中改革プランからの継続	附属機関の委員等の報酬等の見直し	全課	○	→	→	→	→
		73	集中改革プランからの継続	職員出張旅費の見直し	総務課	△	○	→	→	→
		74	集中改革プランからの継続	公共施設の管理を民間委託を含め再検討する。	全課	○	→	→	→	→

## 7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係 (2) 税収納率の向上等自主財源の確保 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
税収納率の向上	11月を「納税促進強化月間」とし納期内納付・早期完納を奨励する。 また、悪質滞納者に対しては、差し押さえ等による滞納処分を行い、更なる収納率の向上を目指す。 また、住宅料については月1回の夜間徴収、年3回の催告書の発送及び住宅入居時の連帯保証人への納付催告を行い、収納率の向上を目指す。	75	継続	納税促進強化月間の設定	税務課	○	→	→	→	→
		76	集中改革プランからの継続	住宅料・保育料の長期滞納者への徴収強化	健康福祉課	○	→	→	→	→
自主財源の確保	町の財政収入確保のため、有料広告を募集する。	77	集中改革プランからの継続	町ホームページに広告掲載	企画財政課	△ 基準設定募集	○	→	→	→
		78	集中改革プランからの継続	町広報誌に広告掲載	教務課	△ 基準設定募集	○	→	→	→
受益者負担の適正化	受益者負担の原則に立ち、現在使用料免除や無料となっている行政サービスについても、電気代等の実費相当額等、適正な使用料等の徴収をする。	79	集中改革プランからの継続	道路、河川占用料の見直し	建設課	△	△	○	→	→
		80	集中改革プランからの継続	吉富フォーユー会館使用料の見直し	教務課	△	△	○	→	→
		81	集中改革プランからの継続	吉富町体育館・武道館使用料の見直し	教務課	△	△	○	→	→
		82	集中改革プランからの継続	よしみ憩いのやかたの有料化	教務課	△	△	○	→	→

		83	集中改革プランからの継続	住民健診の一部負担金の導入	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→
		84	集中改革プランからの継続	住民健診において、要精密とされた方の病院で行う精密検査料の助成の廃止	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→
		85	集中改革プランからの継続	セカンドライフセミナー事業の利用者負担の徴収	健康福祉課	○	→	→	→	→
定住化の促進	生活環境の整備(公共下水道事業計画の確実な実施)や企業立地を促進し雇用を確保することにより定住化の促進を図る。 また、未利用町有の売却も併せて行う。	86	集中改革プランからの継続	定住化促進助成制度の創設	企画財政課	△ 条例制定	○	→	→	→
		87	集中改革プランからの継続	公共下水道の整備目標面積を各年度10haとする。	上下水道課	○	→	10ha	10ha	10ha
		88	継続	雇用の確保	企画財政課	○	→	→	→	→
		89	継続	未利用町有地の売却	企画財政課	△	○	→	→	→

## 8. 会館等公共施設関係 (1) 既存施設の有効活用

## 【⑨その他】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
ふるさとセンターの有効活用	駅舎と一体の立地環境を生かしたふるさとセンターの有効活用を図るため、「広報よしみ」を通じて町内サークル、団体に呼びかけ利用を促進する。	90	継続	ふるさとセンターのより有効的な活用を図る。	産業経済課	○	→	→	→	→

よしみ憩いのやかたの有効活用	各サークル活動や子ども体験活動の場として継続して有効活用・利用促進に努める。また、異世代交流の場としても有効的な活用をする。	91	継続	・サークル活動の有効活用及び利用促進に努める。 ・異世代交流の場の提供を図る。	教務課	○	→	→	→	→
小学校講堂の有効活用	町体育館の夜間利用の飽和状態を解消するため、小学校講堂の有効活用を図る。	92	新規	教育委員会が支援育成する団体等について、講堂を夜間開放し、受益者負担の原則に則り、有料化する。	教務課	—	—	△	○	→

## 8. 会館等公共施設関係 (2) 公共施設の管理運営の効率化 【⑨その他】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21
吉富フォーユー会館の充実と効率的な活用	生涯学習の拠点施設として、住民のニーズに対応した学習講座や教室を開設し、また、文化・芸術に親しむ機会の提供の場として、コンサート・講演会等を開催し、更なる有効かつ効率的な活用に努める。	93	継続	・生涯学習講座、1日教室を住民の要望を取り入れ実施する。 ・住民がパソコンやインターネットを活用できる能力取得の支援をする。 ・他課と連携し、コンサート・講演会等自主事業の更なる充実を図る。 ・キッズ事業や各種学習講座等文化・芸術に親しむ場の提供をする。 ・一般の利用者が利用しやすいための工夫を行う。	教務課	○	→	→	→	→
吉富あいあいセンターの充実と有効的な活用	健康と福祉に関する拠点として、住民ニーズに対応した運用を行い、より有効的な活用を図る。	94	継続	各種検診、健康教育等の充実、健康づくり自主組織グループ、子育てグループの活動促進のため、引き続き柔軟な運用を図り、吉富あいあいセンターの充実と有効的な活用を図る。	健康福祉課	○	→	→	→	→

ボランティアの協力による漁港清掃活動の推進	ここ数年定着してきたボランティアの協力による吉富漁港と吉富海岸の清掃活動を引き続き行う。	95	継続	毎年7月の海の日に清掃活動を行う。	住民課 産業経済課 建設課	○	→	→	→	→
-----------------------	--	----	----	-------------------	---------------------	---	---	---	---	---

## 9. 公共工事関係 (1) 公共工事コスト縮減

## 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継見直し区分	目標	所管	17	18	19	20	21
公共工事コスト縮減	国県の公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を準用し、工事コスト縮減に努める。	96	継続	公共工事コスト縮減の推進	建設課	○	→	→	→	→
	設計基準、構造基準及び指針等の改定が行われた場合は、速やかに反映させ、引き続きコスト削減を図る。	97	継続	可能な限り、下水道工事のコスト縮減を図る。	上下水道課	○	→	→	→	→

## 9. 公共工事関係 (2) 公共工事の入札手続の改善

## 【⑨その他】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継見直し区分	目標	所管	17	18	19	20	21
公共工事の入札手続の改善	良質な公共工事の確保とより一層の公平性、透明性及び競争性の向上を図る。	98	継続	国において地方自治法の施行令や政省令の改正をし、国交省がマニュアルを作成する方針であり、それを受けて一般競争入札要綱を整備し、試験的に実施する。	建設課	○	→	→	→	→

## 10. 広域行政関係 (1)広域的な行政体制

## 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
広域的な行政体制の強化	広域的共同処理事業において、費用対効果を常に見据え、一部事務組合の効率的な運営を図る。	99	継続	広域行政の効率的運営	全課	○	→	→	→	→
	建設工事に伴い発生する土等の建設副産物を豊前土木事務所と管内市町村で連絡調整し、管内工事において再生資源として有効利用する。	100	継続	建設副産物の広域的利用の促進	建設課	○	→	→	→	→

## 11. 行政改革推進状況の公表

## 【⑨その他】

目標及び基本的考え方										
17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
行政改革推進進捗状況の公表	行政改革を確実に実施するため、その実施状況について、毎年1回定期的に行政改革推進委員会により点検・評価を行うとともに住民に公表する。	101	継続	行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、行政改革推進委員会により点検・評価を行う。	総務課	○	→	→	→	→
		102	継続	行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、「広報よしみ」及び町ホームページで公表する。	総務課	○	→	→	→	→

## ●公営企業関係

### 1. 事務事業の見直し関係 (1)事務事業の整理合理化

### 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 見直し 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
水道料金の口座振替の推進	水道料金の口座振替の推進により、集金委託料の削減を図る。	1	継続	水道料金の口座振替の推進目標を各年度50戸とする。	上下水道課	○	→	50戸	50戸	50戸

### 7. 経費節減合理化等財政の健全化関係 (2)税収納率の向上等自主財源の確保 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										
事務事業	基本的考え方	番号	新継 見直し 区分	目標	所管	17	18	19	20	21
配水有収率の向上	町広報等を利用し、漏水情報の提供をよびかけることにより、漏水箇所の早期発見、修復し、有収率の向上を図る。また、簡単な宅内漏水発見方法も併せて掲載する。	2	継続	配水有収率を21年度に90%とする。	上下水道課	○	→	87%	88%	90%
上水道事業の見直しと合理的経営の推進	企業会計の基本である独立採算に近づくべく、上水道利用者負担を見直し経済性と公共性の調和を図り、水道事業経営に努める。	3	継続	水道料金を見直すことにより、一般会計からの補助金を削減する。	上下水道課	△ 検討	△ 周知期間	○	→	→
安心・安定的な上水道への加入促進	安心・安定的な上水道への加入促進と水道事業の円滑な実施を図る。	4	継続	上水道への加入促進目標を各年度20戸とする。	上下水道課	○	→	20戸	20戸	20戸

## 9. 公共工事関係 (1) 公共工事コスト縮減

## 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方										
19～21年度の3年間における目標										
項目	基本的考え方	番号	新継 区分 継続	目標	所管	17	18	19	20	21
上水道工事 のコスト縮減	現在実施している町道水道管の埋設深の浅層化を確実に実施し、コストの縮減を図る。 埋設深 0.8m～0.6m	5		可能な限り、上水道工事のコスト縮減を図る。	上下水道課	○	→	→	→	→

## ●事務事業の民間委託

		本庁舎 の清掃	本庁舎 の夜間 警備	案内・受 付業務	電話交 換業務	公用車 運転	し尿収集	一般ごみ 収集	学校給食		学校用 務員事 務	水道メ タ検針	道路維 持補修 ・清 掃等	ホーム ヘルパ ー派 遣事 業	在宅配 食サー ビス	情報処 理・庁 内情 報シ ステム 維持	ホーム ページ 作成 ・運 営	給与計 算事務
									調理	運搬								
吉富町	16年度末	△	△	◇	◇	◇	-	○	◇	-	-	◇	△	○	○	△	△	◇
	今後3 年間	取組目標										★						
		実施年度											20					

備考) 16年度末 16年度末  
今後5年間 今後5年間

○:全部委託    △:一部委託    ◇:外部委託未実施    -:事務事業がない  
●:全部委託    ▲:一部委託    ■:廃止    ★:あり方を検討